

消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託
質疑回答書

令和 8 年 7 月 2 日現在

番号	質問	回答
1	<p>仕様書 P6 第 1 章 総則 第 10 検査等 8 令和 8 年度部分検査</p> <p>P17 の第 3 設置作業仕様の 9 (1) では基地局系無線装置については令和 9 年度部分検査時までとなっているため、令和 8 年度の部分検査内容との相違があります。</p> <p>本設置は令和 9 年度の実施でよろしいでしょうか？</p> <p>その解釈が正しければ、令和 8 年度の部分検査内容についてお示しください。</p>	<p>お見込みのとおり相違があり、「仕様書 P6 第 1 章 総則 第 10 検査等 8 令和 8 年度部分検査」に記載する据付状況の確認は誤記です。</p> <p>設置作業は、P17 の第 3 設置作業仕様の 9 (1) のとおりとし、令和 8 年度の部分検査の内容は、当局と別途協議することといたします。</p>
2	<p>仕様書 P8 第 1 章 総則 第 13 諸経費の負担について 2</p> <p>本システムに係る専用回線等の回線の設置、許可、手続等に要する費用（本業務において新たに敷設するものに限る。）に関しては、別紙 2 の通り別事業での負担との解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>仕様書 別紙集 別紙 2 凡例で示す本業務で整備するもの以外の設備同士を接続する回線は、別事業で整備することといたします。</p> <p>一方で、別紙 2 凡例で示す本業務で整備する基地局無線機、多重無線装置及び遠隔制御器と無線系 NW 装置を接続する回線は、本事業で整備することといたします。</p>
3	<p>仕様書 P15 第 4 章 据付調整要件 第 2 石綿含有建材使用の調査</p> <p>各施工場所について既にアスベスト調査実施済、もしくは実施予定の箇所は在りますでしょうか？</p> <p>もし調査済みであれば調査資料を提供頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>仕様書 第 4 章 第 2 1 表で示す西分署、神埼消防署、北分署については、石綿含有建材使用の調査を実施していることから契約後に資料を提供することといたします。</p> <p>なお、当該調査は本業務のために調査したものではないことから、追加の調査が必要になる可能性がございます。</p>

番号	質問	回答
4	<p>仕様書 P24 第 5 章 機能要件 第 2 指令センター設備 第 2-1 管理監視制御装置</p> <p>本装置は、【別紙 2】デジタル無線系統図の特記事項にあるとおり、【別冊】参考機器仕様要件の「管理監視制御装置（IP コンバータ）」と同じ装置でお間違いないでしょうか？</p> <p>また、数量は、消防局 1 式、金立山基地局 1 式、富士固定局 1 式、権現山基地局 1 式、多久消防署基地局 1 式でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおり、第 5 章 第 2 第 2-1 で示す管理監視制御装置は、別冊 第 2 1. 管理監視制御装置（IP コンバータ）を示し同一の装置です。</p> <p>また、設置箇所及び数量についてもお見込みのとおりです。</p>
5	<p>仕様書 P24 第 5 章 機能要件 第 2 指令センター設備 第 2-1 管理監視制御装置</p> <p>管理監視制御卓は、別事業の共同運用整備事業で整備される理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおり、管理監視制御装置のうち、管理監視制御卓は、別事業で整備いたします。</p>
6	<p>仕様書 P24 第 5 章 機能要件 第 1 機器構成等について 3</p> <p>本業務で導入する基地局無線装置は、別事業の共同運用整備事業でオーバーホールする既設無線回線制御装置と接続することと記載がありますが、お間違いないでしょうか？</p>	<p>仕様書で示すとおり、基地局無線装置は、共同運用整備事業でオーバーホールする既設無線回線制御装置に接続してください。</p>
7	<p>仕様書 P24 第 5 章 機能要件 第 1 機器構成等について 3</p> <p>本業務で導入する車載型移動局無線装置は、既設の車両運用端末装置と接続し、【別紙 3】指令システムとの連携機能一覧表の 24 項記載の車載端末無線バックアップ機能を実現することと記載がありますが、お間違いないでしょうか？</p>	<p>仕様書で示すとおり、車載型移動局無線装置は、消防指令システムの車両運用端末に接続してください。</p> <p>また、別紙集 別紙 3 項 24 に示すとおり、車載端末無線バックアップ機能を備えることとしてください。</p>

番号	質問	回答
8	<p>仕様書 P26 第 3-2 多重無線装置 2/(2)/ウ</p> <p>「本装置は、電波法に規定される技術基準適合証明を取得した製品とすること。」とありますが、導入予定の装置は「技術基準適合証明」ではなく、「工事設計認証」でもよろしいでしょうか？</p> <p>工事設計認証は、電波法に基づく技術適合制度である為、問題ないとの理解です。</p>	<p>「技術基準適合証明」又は「工事設計認証」を取得した製品とすることといたします。</p>
9	<p>仕様書(別冊) P2 2. 多重無線装置 2-1 5. 周波数安定度</p> <p>「±0.2ppm 以内」とありますが、対応する製品がございません。「±20ppm 以内」でよろしいでしょうか？</p>	<p>「±20ppm 以内」を認めることといたします。</p>
10	<p>仕様書(別冊) P2 2. 多重無線装置 2-2. IDU (屋外装置)</p> <p>「2-2. IDU(屋外装置)」とありますが、「2-2. IDU(屋内装置)」の記載間違いではないでしょうか？</p>	<p>誤記です。</p> <p>「2-2. IDU(屋内装置)」と読替えてください。</p>
11	<p>仕様書(別冊) P2 2. 多重無線装置 2-2 3. 復調方式</p> <p>「復調方式」とありますが「変調方式」の記載間違いではないでしょうか？</p>	<p>誤記です。</p> <p>「変調方式」と読替えてください。</p>

番号	質問	回答
12	<p>仕様書(別冊) P3 3. 多重無線装置 (富士固定局～権現山基地局間用)</p> <p>3-1.0DU (屋外装置) 「1 無線周波数帯 17.7GHz～19.7GHz」とありますが、「17.82GHz～18.60GHz」でも問題ございませんでしょうか。</p> <p>数値が異なりますが、伝送容量 13M の占有周波数帯域幅 (10MHz)は満たしている為、問題ございません。</p>	<p>「17.82GHz～18.60GHz」は、仕様に記載している「17.7GHz～19.7GHz」を満たしているため、問題ありません。</p>
13	<p>仕様書(別冊) P3 3. 多重無線装置 (富士固定局～権現山基地局間用)</p> <p>「3-2.IDU(屋外装置)」とありますが、「3-2.IDU(屋内装置)」の記載間違いではないでしょうか？</p>	<p>誤記です。</p> <p>「3-2.IDU(屋内装置)」と読替えてください。</p>
14	<p>仕様書(別冊) P3 3. 多重無線装置 3-2 3. 復調方式</p> <p>「復調方式」とありますが、「変調方式」の記載間違いではないでしょうか？</p>	<p>誤記です。</p> <p>「変調方式」と読替えてください。</p>